

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	山形県体育館及び山形県武道館	指定管理者	公益財団法人山形市スポーツ協会
所在地	山形市霞城町1番2号	県担当課	教育局スポーツ保健課
指定期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	(電話番号)	(023-630-2832)
検証期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・新型コロナウイルスの影響により施設開放や大会の規模縮小等はあったが「社会体育施設再開に向けたガイドライン」を考慮しながら協定書・仕様書・事業計画書に基づき、安全な施設開放を行った。 ・企画事業についてもコロナ対策を行いながら延べ296名の参加者を迎え終了した。(トランポリン・剣道・武道錬成大会)	評 価	<<評価の理由>> ・管理運営について、仕様書に基づき適切に行われている。 ・施設の老朽化により施設管理が難しい中、適切な修繕等を行い、利用者に支障がないよう管理している。 ・ガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染対策も適切に行っている。
	② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・施設や設備の老朽化による経年劣化が進み、部品の調達が難しくなっている。	<<課題等の原因分析>> ・県体育館及び武道館は、耐用年数を大幅に過ぎており、施設設備の老朽化が激しい。 ・施設設備等の部品供給が終了しているため、修繕できない設備が有るなど、設備の更新・修繕等について検討を要する。
課題、問題点への今後の対応	・コロナが収まりを見せ、今後利用者や観覧者がコロナ禍前の状態に戻ってくることを踏まえて、日々の点検や修繕を引き続き行う。 ・利用者とのコミュニケーションを密にとり、利用者に不便をかける修繕等が発生した場合も影響を最小限に収まるよう対策を講じる。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・利用者からの要望があった駐車場のライン塗装やバドミントン支柱の塗装など迅速に対応した。 ・コロナ禍における各種大会などの開催について「社会体育施設再開に向けたガイドライン」や各競技団体ガイドラインを参考にしながら適切なアドバイスを行った。	評 価	<<評価の理由>> ・施設環境の整備や用具の修繕等、利用者の要望に迅速に対応している。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら安全に大会等が行えるよう適切にアドバイスを行っている。
	意見・要望等への今後の対応	・引き続き利用者の意見・要望に対し可能な限り対応していく。	
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・利用者から寄せられる意見・要望に対し速やかに対応してきた。職員による点検、修繕等により、利用者の安全性の向上に努めた。	評 価	<<評価の理由>> ・利用者からの意見・要望等に対して、利用者の安全性を考慮し、可能な限り迅速に対応している。
	② 経費の節減	・警備・清掃等の委託業務やコロナ対策の消毒液等の消耗品の発注については、他指定管理施設と一括契約及び購入することにより経費の節減に努めた。	<<評価の理由>> ・複数の体育施設の管理を行っている強みを活かし、一括契約を行うなどして経費削減を図っている。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・昨年に引き続き山形県リサイクル認証システムの古紙リサイクル「お古紙ください」を活用し、古紙リサイクルに努めた。 ・山形市健康ポイント事業「suksk」への協力と健康ポイント対象施設として県体育館・武道館を登録し山形市民・県民の健康に対する意識を高める取り組みに協力した。	評 価	<<評価の理由>> ・継続的にリサイクルシステムを活用し、県が推奨する循環型社会の構築に貢献している。 ・山形市が実施している健康づくり事業に加わり、健康に対する意識を高める取り組みを行っている。
総合的な評価	・施設管理者として意欲と責任感を持って日々の業務にあたり、適切に施設運営管理が行われている。 ・施設や設備の老朽化による不具合が多い中、日常の安全点検や職員による修繕等により、利用者の安全の確保及び利便性の向上に努めている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に適切に対応し、各種ガイドライン等をもとに競技団体等にアドバイスするなど利用者の安全確保に努めている。 ・今後とも、利用者を第一として迅速かつきめ細やかなサービスの提供に努め、山形市の地域スポーツ活動の拠点として市内の体育施設とも連携しつつ、引き続き工夫を凝らした運営を期待する。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。